



宮 崎 県 公 報

平成26年11月10日（月曜日） 第 2641 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定……………（医療業務課） 1
- 民有林の保安林の指定予定（5件）……………（自然環境課） 1

頁

- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 2
 - 道路の供用の開始……………（ ” ） 2
 - 都市計画の変更（4件）……………（都市計画課） 2
- ### 公 告
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（都市計画課） 3

告 示

宮崎県告示第 626号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

宮崎県告示第 627号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字大塚4550-1、4552-3、4568-1、4568-5、4568-6、4599-1、4599-7、4599-9、4599-13

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 628号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大納字宮田3002-2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字桑弓野2-100

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字桑弓野2-100（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 630号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
 平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字久保 999-11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字久保 999-11 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 631号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
 平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字瀬戸ノ谷1823- 4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 632号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成26年11月10日から平成26年11月24日まで

宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
236	県道	日向八戸停車場線	西臼杵郡日之影町大字七折字舟ノ尾2166番6地先から同郡同町同大字同字2171番7地先まで	旧	6.0 ~ 20.4	210.0
				新	11.2 ~ 26.4	210.0

宮崎県告示第 633号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年11月10日から平成26年11月24日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
236	県道	日向八戸停車場線	西臼杵郡日之影町大字七折字舟ノ尾2166番6地先から同郡同町同大字同字2171番7地先まで	平成26年11月10日

宮崎県告示第 634号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
 日向延岡新産業都市計画道路 3・2・1号 安賀多通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 (1) 追加する部分
 延岡市 共栄町、伊達町 1 丁目、伊達町 2 丁目、伊達町 3 丁

目、構口町 1 丁目、構口町 2 丁目、平原町 1 丁目、平原町 2 丁目の各一部

- (2) 削除する部分
延岡市 共栄町の一部

宮崎県告示第 635号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路 3・3・1号 国道10号線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
延岡市 別府町、浜町の各一部

宮崎県告示第 636号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路 3・4・7号 愛宕通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
延岡市 別府町、浜町、共栄町の各一部

宮崎県告示第 637号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・4・7号 中村木崎線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
宮崎市大字本郷南方、大字田吉の各一部
 - (2) 削除する部分

宮崎市大字本郷南方、大字田吉の各一部

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

--	--